

## 卸売市場法の見直しを丁寧に行うことを求める件

卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産と流通の円滑化を図り、国民生活の安定に資することを使命とし、全国各地の地域経済に密接に関わりあって貢献する、社会的に重要なインフラです。

政府が平成 29 年 6 月に閣議決定した規制改革実施計画によれば、平成 29 年末までに卸売市場法の抜本的な見直しを完了し、所要の法令や運用等を改めるとしています。

しかし、生鮮食料品等の流通や地域経済にも関わる重要な問題を見直すという事柄の重大性から見れば、この期間設定はあまりにも短すぎると言わざるを得ません。市場関係者からは、不安の声が上がっています。

卸売市場法の見直しには、市場関係者はもちろん、市場とさまざまに関わる生産・加工・流通の各種業者の実態調査や、これらの者からのヒアリング、さらには、具体案の策定段階においても、関係する者との積極的な意見交換が必須です。また、消費者たる国民からも意見を聴取し、反映させる必要があります。

さらに、平成 28 年 1 月に農林水産省が策定した「第 10 次卸売市場整備基本方針」では、生産者・実需者との共存・共栄を図るため、卸売市場に求められる機能・役割を強化・高度化していくとしていますが、この方針と今回の政府の意向や考え方の整合性についての議論も不可欠です。

東日本大震災の際、本市では、市場関係者が取引の継続に尽力し、食料供給の役割を果たしました。本市をはじめ、東北各県は東日本大震災からの復興の途上にあり、卸売市場制度と農林水産業は一体となってこれに寄与していることから、見直しにあたっては、これらの経過と実情を踏まえた、一層丁寧な対応が求められます。

よって、国会及び政府におかれては、卸売市場法の見直しにあたっては、期間にとられることなく、市場関係者の声に耳を傾け、不安の払拭に努めるなど、丁寧に進めていくことを強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 12 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 様

仙台市議会議長 斎藤 範夫